

参議院經濟産業委員会會議録第十五号

平成十六年五月十八日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十七日

補欠選任

濱四津敏子君
西山登紀子君
池田 幹幸君

出席者は左のとおり。

委員長 谷川 秀善君
理事 魚住 汎英君
加納 時男君
松田 岩夫君
広野ただし君
藤原 正司君
小川 温君
関谷 勝嗣君
保坂 三蔵君
勝本 健司君
直嶋 正行君
平田 健二君
本田 良一君
藁科 満治君
松 あきら君
山口那津男君
池田 幹幸君
緒方 靖夫君
中川 昭一君
阿部 正俊君

委員

国務大臣 経済産業大臣 中川 昭一君
副大臣 外務副大臣 阿部 正俊君
大臣政務官

経済産業大臣政務官 江田 康幸君

事務局側

常任委員会専門員 世木 義之君

政府参考人

内閣府国民生活局長 永谷 安賢君
法務大臣官房審議官 河村 博君
外務大臣官房審議官 兒玉 和夫君
外務大臣官房参事官 高原 寿一君
経済産業大臣官房審議官 桑田 始君
経済産業省経済産業政策局長 杉山 秀二君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(谷川秀善君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、西山登紀子君及び浜四津敏子君が委員を辞任され、その補欠として池田幹幸君及び山口那津男君が選任されました。

○委員長(谷川秀善君) この際、中川経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中川経済産業大臣。

○国務大臣(中川昭一君) おはようございます。委員長並びに委員各位の御了解をいただきます。四月二十七日の当委員会におきまして、ハンナ

ングループからのパーティー券の購入につきまして、政治団体中川会が、平成十一年、平成十二年にそれぞれ百万円のパーティー券の購入の対価を受けている旨、答弁いたしました。

本件につきまして再度精査いたしましたところ、中川会と同様に私を支援していただいている政治団体昭成会が、他の政治団体が主催するパーティーの共催となったものについて、平成十一年四月六日にハンナン開発からパーティー券の対価として百万円の支払を受けておりましたので、その旨、新たに御報告させていただきます。

なお、本件につきまして、関係者が幅広くお願いする中で購入していただいたものと理解しております。また、本件も政治資金規正法にのっとり、適正に処理されているところでございます。いろいろ御迷惑をお掛けをいたしました。

○委員長(谷川秀善君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

不正競争防止法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣府国民生活局長永谷安賢君、法務大臣官房審議官河村博君、外務大臣官房審議官兒玉和夫君、外務大臣官房参事官高原寿一君、経済産業大臣官房審議官桑田始君及び経済産業省経済産業政策局長杉山秀二君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(谷川秀善君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(谷川秀善君) 不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤原正司君 不正競争防止法の質問をさせていただきます前に、通告はいたしておりますが、年金問題について、今日は副大臣がおられないのと政務官も来ておられないので予定外だったんですが、お考えをお聞きしたいんですが、昨日の、私どもの党の代表就任が内定されておりました小沢さんが就任を辞退されるというように、今、次々と議員の保険料未納あるいは未加入問題が出ておまして、国民から見ると一体どこまでこの問題が続いていくのかという、正に国民の皆さんから見ますとこの年金に対する不信はピークになつていくというふうに思います。

一方、この保険料未納問題というのは極めて重要な問題ではありますけれども、今、我が国が年金問題として当面している問題のすべてではない、ほかの重要な問題もたくさんある。では、こういう中で一体どういう仕切りを付けていきながら、国民の皆さんの信頼を回復しつつ、あるべき年金の姿を論議をしていくかということを考えていく必要があると思うのであります。

その前には、まずすべての国会議員が年金の加入状況を明らかにする。今は、政党内では自民党を除きますとすべて、少なくとも八六年の強制加入以降の議員の内容についてはオープンにされておる。自民党だけが個人にゆだねられておると、こういう状況にあるわけでありまして、少なくとも国会議員のすべてがオープンにするというところ、そして、その未納の期間の、少なくとも強制加入の未納の期間の保険料については、国会議員は寄附行為の問題がいろいろありますけれども、例えば特別保険料としてさかのぼって納入するとか、そういうことできちっと整理を付けた上で改めて論議をしていくと。でなければ、いろいろ国会議員言うているけれども、国会に本当に論

議する資格があるのかということ自体が今問われているのではないかというふうに思うわけであります。

そういう点から考えますと、大臣の場合は既に年金加入歴について明らかにされておりますし、江田政務官についても党としてオープンにされている。しかし、あとの副大臣、政務官については公式的には発表がされていない。これは、少なくとも政府関係者として、内閣にかかわられる人として最低限まずその加入の状況についてオープンにすべきではないかというふうに思うわけですが、そういう点について大臣として、副大臣以下に働き掛けられるお考えがあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 改めまして、私自身のことにつきましては、自分が将来受給できるかどうかではなくて、この制度というものは、現在働いて納めている人たちによって現在の受給者の皆様方を支えているという制度でございますから、そういう意味で、私が本場に無知なるがゆえにずっと未加入、未納という状態が続いていたことを改めてこの場をおかりいたしまして国民の皆様方におわびを申し上げなければならぬと思っております。

そもそも、したがって、人様のことを言う資格は私にはないと思っております。私が省の副大臣、政務官につきましては、内閣の一員でございます。内閣として一つの方針が出ておられて、いずれも副大臣、政務官はその判断に基づいて行動あるいは言動をされているものというふうに理解をしております。

○藤原正司君 結局、任すということでありまして、きちんと、少なくとも内閣の一員としては過去の年金加入状況について公式化をしていただくということではないと、もちろんこれ自民党の議員すべてにお願いしたいと思っておりますけれども、しないとスタートに立てないのではないかというふうに思います。

もう一つ、大臣にお尋ねしたいわけでありましてけれども、私は、これまで大臣が御就任以来の質疑の状況、あるいは大臣のこれまでの国会議員の活動を拝察をいたします限りにおいては、地位に恋々とされるようなお方ではない。正に男中川、これ女性に怒られるかも知れませんが、そういうイメージを持って私は受け止めてまいりました。役人のペーパーを読むだけの大臣ではない。きちんとして自分のお考えをお持ちで国会対応をされてきたというふうに考えております。それだけに、今回の大臣の長期にわたる未加入期間、そしてその後の対応ということについては大臣らしくないなど正直思うわけでございます。

改めまして、身の処し方についてお考えがございましたらお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 私が自分の国民年金について未納である、未加入であるということを知ったのが四月の十三日だったと思っております。したがって、許される二年間という期間についてさかのぼって納付したと同時に、内閣総理大臣に対してかくかくしかじかでございますということで御報告を申し上げ、今後についてお伺いをしたところでございますけれども、引き続き職務に専念をするようにと、それによって挽回をするようにという指示でございましたので、いろいろと御批判もあろうかとは思いますが、私としては、この与えられた責務を一層責任感を持って全うすることによって自分の政治的な信念というものを貫いていきたいというふうに決意をしております。

○藤原正司君 もちろん内閣の一員として総理の御意向を踏まえてどう対処されるかということもございまして、政治家中川としてどう対応すべきかという問題もあろうかというふうに思います。言葉が適切かどうか分かりませんが、総理にすべて免罪符的な権限があるというふうに思っているわけではございませんし、是非、私は政治家中川としての身の処し方ということを考えていただきたいというふうに思います。

たいというふうに思います。では次に、この不正競争防止法案について質問に入らせていただきます。

まず、この不正競争防止法の改正の基になりました外国公務員贈賄防止条約というのが平成九年に採択をされ、十年にこの条約が発効いたしました。我が国も二番目という早さでこの条約を批准したわけでありまして、

ところが、この条約の批准に伴って国内法の中でのように落とし込んでいくということになりますと、これまで誠に逆に進んでいる方から数える方が早いという状況になっているわけでございます。平成十一年のOECD贈賄作業部会から大まかに分けて六項目の指摘を受けているわけでありまして、いわゆるフェーズ1と言われる。十一年にこういうところをちゃんとできていませんよという指摘を受けて、なお今日に至るまで国民の国外犯処罰の規定がこの不正競争防止法の中に織り込まれてこなかったという原因は一体どこにあるんでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 経過は今、委員御指摘のとおりでございますけれども、OECD三十か国プラス数か国の間で結ばれましたこのOECD外国公務員贈賄防止条約というもののに基づきまして御審議をいただき、また過去のいろいろな経緯があつたわけでございますが、なぜ今日まで遅れたかということにつきましては、率直に言いますと、各国の刑事法制がそれぞれ違う。日本の場合には、御承知のとおり属地主義ということもございまして、そういう中で、日本として刑法上の問題とそれから不正競争防止法の問題という二つの法律があるわけでございまして、私は趣旨においてはそんな違いはないというふうに思っておりますが、厳密な意味ではこの刑法と不正競争防止法という二つの法律から成り立っているわけでございまして、

そういう中で、率直に申し上げますと、早かつたかと言われれば決して早くはない。御指摘のようには、この国外犯、日本人の国外犯に対する処罰という、今回の御審議をいただいていることにについては遅かったという御指摘に対しては反論ができませんというふうに私自身は思っております。ただ、その間において、それぞれの国の事情の中でそういう制度を適用してきたということもございまして、いわゆるほかの国々、多くの国々がこういう処罰をいまして、規定に基づき、また処罰も制定をしたという状況の中で、今般、こういうことをしたいということで御審議をお願いするに至ったということでございます。

○藤原正司君 といいますことは、大臣のおっしゃることは、刑法との均衡を考慮する必要があるということ、刑法改正がされていないという中で不正競争防止法だけを先行して対応するというのは難しいという観点から、刑法改正を待ちながらやってきたと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) たまたま刑法の方も御審議を願っているわけでございますけれども、むしろそうではなくて、三十五か国、OECD三十か国プラス五か国のうち三十一か国が既にこのような規定、そして処罰を規定しているということになりましたので、遅きに失したかも知れませんが、今般御審議をお願いしているということでございます。

○藤原正司君 ちょっとしつこいようですが、けれども、結局このOECDの条約の前文の中には、各国間の制度の、何といいますが、同等性、措置の同等性ということがうたわれておいて、これを条約を締結した国は国内法の中で大体その国と違わないように落とし込んでいかなければならないと、こうなっているわけでありまして。しかも、平成十一年のフェーズ1で、日本はまだこういうことがきちんとしていませんよという指摘を受けているわけでありまして。これは法的拘束力はないにしても、条約締結国としては当然前向きにとらえなければならぬにもかかわらず、それが十一年に指摘をされて、今十六年に及んでいるということに関して、それはその後の国際状況の変化に

よつてやろうとしているのか、いや実は刑法の方がまだよつと足並みがそろっていないということによるものかというふうにお尋ねしているわけですが、それは刑法と無関係にやれるというふうにお答えなのか、どつちなのでしょう。

○国務大臣(中川昭一君) ただいま申し上げましたように、日本の法制度の中で、この問題は刑法と私は決して無関係ではないと思っております。いわゆる属地主義と先ほど申し上げましたが、日本人が海外へ行って海外の公務員に対して贈賄行為を行うというところでございますから、本来の刑法の属地主義には適合しにくいという議論が当初あったところでございまして、そういう中で刑法上の今回の改正と同時に、私が先ほど申し上げたように、目的はやっぱり同じでしよう。日本人が国内であろうが海外であろうが公務員に対して何かの目的を持って贈賄行為を行うということ、これは許されるべき行為ではない。

他方、OECDにおいてもそういう決定がなされ、条約が結ばれているわけでございますから、そういう意味で、刑法との関係においても、目的は同じという意味で刑法と不正競争防止法の本件とセットで今御審議をいただいているわけでございますし、他方、先ほど申し上げたように、どちらかといえばOECD、そのセットがなぜ今になったかといえ、先ほど申し上げましたように、三十五か国のうちもう既に三十一か国がこういう法整備をされておるといことで、遅きに失したという御指摘に関しては私としては反論をするつもりはないというところでございます。

○藤原正司君 では、そこで法務省にお尋ねをしたい。副大臣がお見えでございしますが、これは外務省です。ごめんなさい、お尋ねをしたいわけでありまして、今、中川大臣が言われましたように、我が国の刑法は第一条で属地主義というものを取っている。しかし、重罪犯罪に関しては三条の中で属人主義というものを取っているわけでありまして、

今回、これは法務委員会の方で刑法改正が論議

をされているわけですが、今回なぜ刑法改正をされようとするのか、今回されるなら何でもこれまでできなかったのか、経過も含めて法務省にお尋ねしたい。

○政府参考人(河村博君) 御説明申し上げます。現在、交通が発達いたしまして、国際的な人の移動が日常化いたしております。そういった中で、国外におけます国民による我が国公務員に対する贈賄行為の機会といったものも増え、その処罰の必要性は高まっていると考えられますこと、また、かねてより我が国公務員の収賄罪につきましては国外犯処罰が可能とされておりますこととの均衡、さらに、この贈賄罪につきまして国民の国外犯処罰規定を設けることは、国連の国際組織犯罪防止条約におけます自国公務員に対する贈賄、腐敗の犯罪化を求めていますところの趣旨にも沿うものでございまして、刑法改正草案以来設けるべきという御議論もあったところでございまして、こういって今日におけます人の流れの国際化でありますとか国連の条約といったようなものの環境変化を踏まえまして、この国連の条約の締結に伴う法整備の機会、法整備を行う機会をとらえまして、贈賄罪につきまして国民の国外犯を処罰することといたしておるところでございます。

○藤原正司君 国際化に伴って人の流れが国境を越えて頻繁になってくると、それは分かるんですが、だから、OECDはこの条約を結ぼうではないかというふうになったわけで、ここ二、三年で急に人の往来が激しくなったから法整備が必要になったわけじゃない。元々、条約そのものが、条約そのものを結ぼうという発想そのものが、人が国境を越えて往来するようになって、自分の国だけで物事を、刑罰を処すという考え方、その属地主義では駄目なんだというところに端を発しているにもかかわらず、いや、往来が増えましたから今回刑法を変えますじゃ、これ、余り理屈が合わないんじゃないですか。

○政府参考人(河村博君) 人の往来が正に増えたと申しますか、日常化しております、どなたも外国旅行等をなさる、そういう機会が増えておるといふことに加えて、私の申し上げております条約は、国連の国際組織犯罪防止条約におきます、自国公務員に対して一般的に贈賄と申しますか、腐敗行為の犯罪化を求めていると、その趣旨にも沿うということで、国連の組織犯罪防止条約締結の機会をとらえて刑法を改正することにしたというところでございまして。

○藤原正司君 今も御答弁がありましたように、我が国の刑法というのは属地主義である。どこの頭にあるために、我が国の地域でやったということが刑法の対象になっている。しかし、三条で、特に重い罪、重い刑罰を処さなければならぬようなものについては、それはどこでやったかではなくて、だれがやったかという、人を中心をやつていこうという考え方が流れとしてあつた。今回、贈賄罪を、国外公務員に対する贈賄罪を刑法の対象にするという背景には、この刑法の原則というものについて変えていこう、国際化の中で積極的に対応していこう、こういうものとして受け止めてよろしいんですか。

○政府参考人(河村博君) 失礼いたします。刑法第三条には、確かに重大な犯罪ということではございまして、この重大性を例えれば法定刑ということで見てまいりますと、名誉毀損でございましてとか印章の偽造あるいは重婚といった上限が懲役三年とか二年の刑も含まれておりまして、その意味で贈賄行為が国民の国外犯として取り込まれることには法定刑上の均衡を失することはないわけではございますが、いづれにいたしましても、我が国公務員の公務の廉潔性というものをこの国際化した今日におきまして保護していくという必要性が認められますことから刑法を改正させていただきたいということで、法案を出させていたところでございまして。

○藤原正司君 ちよつと大臣の答弁との関連でお尋ねしますけれども、今回の不正競争防止法の改正、この前提に、刑法の改正は前提となるのか関係ないのか、どちらです。たまたま一緒にしたということなのか、いや、これは刑法改正と不正競争防止法というものがセットの問題としてとらえられているのか、どつちですか。

○政府参考人(河村博君) 今回の不正競争防止法の改正と申しますのが、平成十一年に行われましたOECD条約の実施状況におけます審査におきまして、国民の国外犯処罰規定を導入すべきとの指定を受けてこれが検討課題とされたところ、そのOECD条約締結国のほとんどが国民の国外犯処罰を可能としておりますことや、また、今回の刑法改正により、刑法の贈賄について国民の国外犯を処罰することなどの国内外の環境変化を踏まえたものであると承知いたしております、その意味で自国民の自国の公務員に対する国外犯処罰の在り方との均衡という問題が、そういう意味での障害はなくなったというところであらうというふう

に理解しております。○藤原正司君 当事者が理解しておりますなんて言われたら困るんですが、私が聞きたいのは、今回、不正競争防止法を改正しようとした場合、今しようとしておられるわけですが、それは、刑法におけるその外国人に対する贈賄行為を刑法においても罰するという改正がこれは不可欠の要因なのか、いやいや経産省さんお好きにおやりください、刑法は刑法なんですという存在なのか、どつちですかと聞いているわけですが。

○政府参考人(河村博君) 保護法益は、それぞれ自国公務員と外国公務員におけます不正競争防止法上の贈賄罪とは違うわけでございましてけれども、自国の公務員に対する贈賄行為については全く国外犯処罰規定を考へないで、外国公務員についてだけ考へるというのはいやや法制上問題は生じようかと思っております。

○藤原正司君 私、何か耳が悪いのか、よく分かんぬんですが、私は、もう一度聞きますよ、不正競争防止法を

改正して、外国人に対する贈賄行為というものについて罰しますよ、駄目なんですというものを決めるに当たっては、我が国の刑法というものを改正することが、同じように均衡を持つように、保つように刑法を改正するということが不可欠の要因なのか、いや、もう御随意に不正競争はやつてくださ、刑法は刑法なんですと、こういうことなのか、どっちですかと聞いているわけですか。

○政府参考人(河村博君) 不可欠かどうかということでも申されますと、これは国内公務員、我が国の公務員の贈賄罪についての規制の在り方との整合性というものをどの程度評価するかということでごさいます、その意味で、そういったものを考える要因の一つになることは間違いございません。

○藤原正司君 ようやく答弁の半分ぐらいいたした。要は、無関係の問題ではなくて、刑法と不正競争防止法というのはやっぱり均衡を保ちながら進まなければならぬと、こういう意味に私は理解をしているわけですから。

そういう中で、大臣なんかはOECDの閣僚会議にも出られて、国際協調ということ、あるいは国際競争の中における国際協調というものの矢面に立たされて、日本はちゃんとやれよ、日本はちゃんと公正なことをやっているのか、国内でちゃんと担保されているのかと、様々な恐らく厳しい立場に置かれていっているというふうに思うんですけれども。

法務省として、今回のこのOECDのフェーズ1とか、非常に強い勧告を受けているわけですから、我が国がこういう強い勧告を受けている中で、ちゃんと国際的に理解が得られるような国内法の整備をしなければならぬということに對してどういう認識を、重要性でありますとか緊急性ということについてどういう認識をお持ちなんですか。まず答弁いただきたい。

○政府参考人(河村博君) 私どもの所管いたしておりますのは、我が国公務員一般につきまして

公務の廉潔性と申しますか、そういった観点からの基本法である刑法でございまして、国際商取引におけます公正な競争の確保などといった観点からの不正競争防止法自体は私ども所管するものではございせんけれども、この不正競争防止法上の外国公務員に對します不正取引の供与などの罪に關しましては、OECD条約上、国民の国外犯に罰規定を設けることは必ずしも義務付けられていないと。義務付けられておりませんで、我が国刑法が国内犯処罰を原則としておりまして、刑法の贈賄罪につきましても国民の国外犯処罰規定が存在しなかつたこと、外国公務員に對する不正の利益の供与等の罪の実行行為や共謀の一部が国内で行われたような場合にはこの不正競争防止法上の罪が適用され得ることなどから、これまで国民の国外犯処罰規定は設けられてこなかつたものと理解しております。

しかしながら、そのOECD条約の実施状況におけます審査におきまして国民の国外犯処罰規定の導入という指摘を受けて検討され、このOECD条約締結国のほとんどが国民の国外犯処罰規定を可能としていることなどを踏まえて、今回、必要な整備をされるものと理解しているところでございます。

○藤原正司君 それは、国民が国外で公務員に贈賄行為を行つても、今までは罪じゃないんですから立件がないのは当たり前のことで、捕まえる法的根拠が何もないわけですから、それは当たり前なことなんです。

私は、言いたいのは、もちろん法律は、その国々の風土といふますか、成り立ちとか様々な問題を反映した法律があつていいと思ひますし、すべての国が同じ法律でなければならぬとは思ひません。しかし、これだけ国際化が進み、今答弁にもありましたように人的交流がどんどん進んできたときに、我が国の独自性だけで法を考えるとできるのかどうかということではないか。

今回のOECDの条約に關連しても、国内法への落とし込みですね、この不正競争防止法の改正

についても本当に法務省側として積極的に対応してきたのか。結局、先ほども言われたように、刑法と、直接刑法が改正されなければ不正競争防止法は改正できないものではないけれども、しかし、均衡を取つてやる必要がある中で、法務省側としてそういう国際化というものを踏まえた対応をしてきたのかどうかということをお大懸念するわけでありませう。

我が国は、そういうこれから国際競争の中で、あるいは国際協調の中でイニシアチブを取つてやつていかなければならない国なんです。だから、条約でも二番目に批准した。にもかかわらず、その後の国内法への落とし込みは一個もされていない。片つ方は、法務省は法務省、いや経済産業省は経済産業省ということでも来た結果が、平成十一年に強い指摘を受けたものが今になって来ているんじゃないかというふうに思うわけで、このまま行くと我が国の国際信用という問題にも大変大きな影響を与えてくるというふうに思うわけでありませうが、この点について反論があつたらお聞きしたい。

○政府参考人(河村博君) その刑事罰則を含めました国際化ということにつきまして、既に、刑法上で見てまいりますと、四条の二ということと条約の裁判権設定義務に對応いたします国外犯処罰規定、昭和六十二年に制定させていただきました、その後、条約に對應できるように関係省庁とも協力しながら必要な整備などに御協力させてきていただいたところでございます。

その意味で、今後とも、私もといたしまして緊密な連携を図りながら適切に對應してまいりたいというふうには考えております。

○藤原正司君 是非お願いをしたい。昨年の国会にもこの刑法改正が出されて、解散というところで成立を見なかつた。しかしながら、あの刑法改正には贈賄によつて不当利益を没収するという、あれなんですよ。何かありましたか。ありましたか、昨年の分ですよ。

○政府参考人(河村博君) 刑法の贈賄につきまし

ては、犯罪収益の前提犯罪の對象にする法改正を含んだ法案でございました。

○藤原正司君 それでしたら私の勘違い。では、今回と全く同じだと、法務委員会に出されているのは今回と全く同じということではよろしいですね。

○政府参考人(河村博君) 同種のものも含めまして、贈賄など前提犯罪にした法案を提出させていただいております。

○藤原正司君 次に、経済産業省にお尋ねしたいわけですが、この暮れにも今度はフェーズ2の審査が予定されているわけでありませう。要は、フェーズ1で審査してやつてみたけれどもなかなか日本の動きが悪い、もう一度チェック入れましょうということ、どういふことが指摘されるか分からないんですけれども、少なくともこのフェーズ1で大きく分けて六つのことが指摘されているわけでありませう。

一つは、我が国の刑法の、属地主義ということだけではなくて、国民の国外犯に對しては属人主義というものを入れるべきだと。今回は改正入っています。それから、贈賄を通じて得た収益の没収規定。これも入つていませう。三つ目、法人三億円以下の罰金額というのはいくらにも低いではないかという指摘。それから四つ目は、外国公務員の指示によつて第三者に贈賄行為を行つた場合、外国公務員に直接渡すんじゃないかと、あいつに渡してくれと言われてそいつに渡す、こういう場合の明確な規定がないということ。それから、時効は三年というのはいくらにも短過ぎるんじゃないかと。それから、贈賄資金が損金算入されないということに對しての明確な規定がない。

こういうようなことが指摘されているわけですが、これらに對して、今回の改正によつて、少なくともこれをきつとやればフェーズ2はクリアできるというふうな受け止めてよろしいでしょうか。

○政府参考人(桑田始君) お答え申し上げます。先生から今御指摘いただきましたけれども、平

成十一年にOECDのフェーズ1審査、これは条約を実施するための国内法の整備につきましての、法につきましての審査でございますけれども、さらに今年末にはフェーズ2審査という、いわゆる条約の実施状況についての審査ということが予定されております。

御指摘のように、平成十一年の条約実施、フェーズ1審査におきまして八項目が最初指摘がございました。それにつきまして二項目、いわゆる平成十三年に外国公務員の定義等につきましては必要な措置を講じ、さらに残りの六項目のうち、先ほど先生からも御指摘ございましたように、国民の国外犯の処罰並びに犯罪収益の没収につきましては法的な対応が必要ということで、今回改正をお願いしているところでございます。

また、私も、今回の法改正に当たりまして、産業構造審議会におきまして一年ぐらい審議をいただきました。特にフェーズ1審査で六項目の指摘をいただいたおりにまず六項目、その六項目につきましても審議をしていただいたところでございます。その結果、国民の国外犯処罰並びに犯罪収益の没収につきましては法的な対応が必要であらうけれども、その他の項目、例えば先ほど申し上げられましたけれども、法人の罰金額の引上げでございますが、これは日本の法制度では押収及び没収規定がないことを考慮してということで、今回没収規定を入れるということで問題がないのではなかろうかというふうに判断をしております。

また、時効期間につきましては、確かにフェーズ1で指摘があったわけでございますけれども、これはOECDにおいて全体的な検討課題として今後検討していこうということになってございます。したがって、私も、私どもとしましては、各国の刑事法制それぞれ違っていて、そういう中におきましてOECDの中での議論ということに加わっていきたいというふうに思っております。

最後の贈賄資金の税控除の可能性でございます

けれども、我が国の場合におきましては、この贈賄に關しましては、いわゆる遊興とか交際費にあつては、贈賄が含まれるということで、日本当局として税務当局の方から御説明をしております。特に、贈賄につきましては交際費等に該当いたしませんけれども、これは損金算入ができないという形で明確にしているところでございます。で、フェーズ2におきまして引き続きそれにつきましての実態を御説明をさせていただくという形になろうかと思っております。

○藤原正司君 次は、要はこういう外国公務員に対する贈賄行為、これを罰することに關して、これは外国公務員贈賄防止条約を締結したうち、我が国だけがこの不正競争防止法で対処しているわけでございます。ほかの国はほとんどが刑法又は刑法の特別法で対応しているわけでございます。いや、要は、贈賄行為というのは不正競争なん

だという不正競争の側面から罰するというのは、それはそれなりの理屈はあると思うんです。ところが、元々この不正競争防止法の保護法益というのは一体どういうことかというところ、国際商取引における公正な競争確保ということが保護法益になっている。一方、刑法の贈賄罪ということについては、公務員の職務の公正とこれに対する国民の信頼、これが保護法益になっているわけ

です。だから、ある行為を別の法律でやっただとしても、その目的が達せられるからどこでやってもいいではないかという論理というのは、元々この不正競争防止法というのが我が国の知的財産を守り知的立国として発展させていくための法律なん

で、そこへ外国の公務員に対する贈賄罪をひっ付けるというのは、まるで木に竹を接ぐようなことが本当にいいのだらうかと。しかも、この不正競争防止法はアメリカでいえば経済スパイ罪のよう

なものでして、我が国の利益を守っていく、知的財産という利益を守っていく、そのために、これから国際化がますます進み国際協調が進んでいく中で、こういうふうにならなければならないこと

でむしろ発展させていくべき法律にもかかわらず、何かこの、木に竹を接いだために、この法律の趣旨というものがあいまいになってしまつた、そういうおそれはないのかどうか。この点について経済産業省にお尋ねしたい。

○政府参考人(桑田始君) お答え申し上げます。先生から御指摘いただきましたけれども、先ほど、大臣が申されておりましたけれども、大きな腐敗の防止という、贈賄という大きな腐敗の防止という観点では、先ほどの刑法の贈賄罪、それから私どもの不正競争防止法における外国公務員贈賄罪というのは大きな目的では一

緒、同じでございますけれども、不正競争防止法におきましては、第一条におきまして国際商取引における公正な競争を確保するための国際的な約束、取決めの実施をするということが定められております。

そういう観点から、私も、私どもといたしましては、今回の外国公務員贈賄罪は、国際商取引における公正な競争を確保するというOECDの条約の目的を考へまして、今回の不正競争防止法の改正におきまして対応させていただいたところでござい

ますけれども、これは平成十一年に外国公務員贈賄罪を導入するに当たりまして、条約を国内でいかにして実施をしていくかという観点から、この不正競争防止法の改正により対応することが適切ではないかということで国会で御了承をいただいたものでございまして、今回、改正に当たりまして更に検討してまいりまして、国際商取引の拡大というのがどんどん進んでまいります中で公正な競争を確保するという必要はますます高ま

つてくるというふうなことでございまして、引き続き不正競争防止法で対応させていただくというところで考えております。

○藤原正司君 ですから、私は、外国公務員に対する贈賄行為が今回の法律改正によって対処できないと言っているわけでは決してありません。ただし、前回の改正も含めて、本来、不正競争防止法というのは、何か名前がちよつと本来の保護法

益とちよつと違うんで、名前の付け方が悪い、正直言つと。この名前の付け方が悪いために、不正競争防止、びつたりやなと。びつたりになつてしまふだけども、元々この法律が保護しようとしているメーソンの課題とは違ふんです。だから、名を体は表すと言つけれども、これは名は全然体を表していないために、表していない不適当な名前の方に、はい、これに乗りましようということ

でこの贈賄罪がひつ付いていった。

このことは、将来、我が国が知的立国としてますます発展させていかなければならない、そのためにこの法律というのは知的財産の保護とか知的財産関連条約の担保と、こういうものをメーソとして作られたにもかかわらず、木に接いだ竹が大きくなつて、この法律は一体何じやということになりかねない、その懸念はありませんかということをもう一度お答えいただきたい。

○政府参考人(桑田始君) お答え申し上げます。不正競争防止法は、第一条におきまして、商取引におきまして事業者間の公正な競争を確保することを目的として、例えば先ほど先生が御指摘ございましたように、パリ条約に基づきますいわゆる知的財産の保護でございますとか、OECD贈賄防止条約に基づきます外国公務員贈賄罪等々につきましては国際的な約束の実施ということを目的として公正な競争を確保するというところでござい

ますので、私も、私どもといたしましては、国際商取引の中におきまして公正な競争を確保するという不正競争防止法の中で対応していくことが引き続き適切なではないかというふうなことでございまして、引き続き検討してまいります。

○藤原正司君 この不正競争防止法の目的あるいは守備範囲というものと今回の外国公務員に対する贈賄という問題について、本当に適合しているのかということについては、一番大事なものは、私は、不正競争防止法の元々保護法益というものをきちんと据えて、このことが途中でゆがんでしまわ

いうふうな思ひかけであります。

次に、今回の条約に基づいて法律を改正するわけでありすけれども、OECDの非加盟国あるいは加盟国の中でも未締結国、中国、ロシア、インド、そういう国はまだまだ少なくともこの条約を批准していないわけでありすけれども、これはやっぱり国際的な競争ということの中ではできるだけ例外をなくしていくということ、同じルールの下で、同じ公正なルールの下で競争をするという面から見ると、これはやっぱり未締結国が存在するというのは、これは問題であろうというふうな思ひかけですけれども、大臣として今後どういう働き掛けをされるのか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 御審議いただいております不正競争防止法にいたしまして、あるいは刑法にいたしまして、大変大ざっぱな私の言い方で言えば、要するに公務員に対して何らかの贈賄なりなんなりをしてはいけないという点で共通するものだろうと思ひます。そういうことは、ある意味では世界共通の求められることだろうというふうに思ひます。

ただ、OECDがこれを言い出したということに一つ意味、意味といましようか、一つの着目すべき点があるわけでありまして、言うまでもなくOECDというのは先進国クラブと言われているところでございますから、この先進国クラブ、アメリカがかなり熱心にこれを言い出したというふうな聞いておりますけれども、いわゆる先進国の間でこういうことをしまししよう、それにその他の五か国等が入ってきているわけでございますけれども。

さて、これを、中国、ロシア、ブラジル、インドといった大国と言つてもいいような国も含めて、最終的には世界じゅう、二百か国近い国々全部にこういうことがあつてはならないというふうにするのは大変究極の目標であり、しなければならぬと思ひますけれども、現実問題としては、これは私も、先ほど先生から御指摘のよう

に、先週末バリへ行つてまいりましたけれども、

いろいろな国々の方とお話をしていると、やっぱり先進国と途上国の間には大きなハンディキャップがあるんだから、ひとつハンディを少し下さいよ、時間的なハンディあるいはまた内容的なハンディを下さいと。あなた方は三十年先、五十年先を行つて、我々は今一生懸命、まず国民を食べさせること、あるいはまた平和を回復すること、そこから始めておりますし、またそういうことをやりたいんだけれども技術やノウハウや資金がないんだ、だから手伝ってくださいとか、そういうことを非常に強く我々聞くわけございまして、そういうこと等を考えますと、究極の目的は、もう先生も私も全く同じでございますけれども、そこにはいろんな段階の国々があつて、一つ一つこういう条約、そして国内法の整備、日本もまだ十分だという御指摘でございます。それぞれの国々がやつていくことによつて、最終的には世界じゅうできちつとした統一の、公務員に対する贈賄また公務員の収賄があつてはならないということにすべきだろうと思ひます。

ただ、中国とかあるいはまたロシアの場合にはWTO加盟に際しまして今交渉をやつておりますけれども、先進国という扱いでは入るんだと言つて、大変な今ロシア自身苦勞、苦勞といましようか、彼らなりに苦勞をしながら加入交渉をやつていようでありすけれども、中国とか、力がありながら、また生産力もありながら、何となく本来の不正競争防止法の目的と、御指摘のございまして知的財産権のような問題につきましても、不正競争があつてはなりませんし、まして、そういういわゆる世界を代表するような国々は公務員に対しての贈賄に対してルールズなものがあるてはならないと思ひますので、おのずからその国々の発展段階といましようか、いろんなレベルによつて差はあると思ひますけれども、究極の目的は、やはり世界の国々が公務員に対して不正行為を働いてはならない、また公務員も不正行為をしてはならないということに進む一つの大き

なインセンティブにしていかなければならないというふうな思つております。

○藤原正司君 今、大臣が言われたとおりだと思ひます。先進国と途上国ではいろいろ事情が違つて、画一的に先進国の事情に合わせるといふことは大変難しい問題があるかと思ひます。

こんな中で、実は昨年の十月に国連腐敗防止条約というのが採択をされました、我が国はまだこれ批准はいたしていません。おりませんが、この中には途上国に対する配慮といふものがある、まずこれは贈賄だけではなしに贈収賄が対象になつていふこと、もう一つは、その贈収賄によつて不当に得た利益といふものを今度、不正競争防止法の中では国が没収できるんですけれども、この国連腐敗防止条約は、例えばA国で我が国の人間が公務員に対して贈賄行為を行つて不正利得があつたと、その不正利得を今回、我が国が没収する、これは不正競争防止法ですが、その没収した利得を今度はおれのところの国に返してくれといふのが今度変わつていふわけですね。

だから、そういうふうな今まではないようなこともありますし、もし批准していくなれば、国内的にどういふふうな落とし込んでいくかといううなことも大変多面的な検討が必要だといふふうな思ひかけですけれども、外務省としてこの国連腐敗防止条約についてどのように対処されようといふのか、お聞きしたいと思ひます。

○副大臣(阿部正俊君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、簡潔にいたしますが、国連で初めて腐敗防止条約という多国間の条約ができました。昨年十月に国連総会において採択されました。十二月にメキシコのメリダで署名式がございまして、実は私自身が行って署名してまいりました。

御指摘のとおり、先生が挙げられたような点が一番法律、国内法との関係ではテーマ、問題になつてくるんではないかということですし、その点の国内法の整備、特におっしゃられたように、

没収したといふまいしようか、犯罪によつて得た財産についての返還要請があつたときへの刑事上の対応といふことが大きなテーマかなというふうに認識しておりますが、批准した以上は、先ほど先生お話がございましたように、余り間を置かずに行けるように、法務省を中心として関係省庁と連携を取りながら、できるだけ条件を整えて国会御承認の手続を踏めるように準備したいと、全力を挙げたいと、こんなふうな思つております。

以上でございます。

○藤原正司君 時間もなくなつてきましたので予定した質問はちょっと割愛させていただきますが、今回の質問を通じまして、国際化という中で国際協調といふものを考えながら我が国の権益をどのように守つていくかという意味で、様々な条約について我が国としてどのように対応していくかと。もちろん本音と建前があつて、まあ一応賛意だけはせなしやないだろうと、よそもやつていふから。しかし、それを本心にやるかどうかといふのは、条約もあるかもしれない、しかし全体としては、国際化が進み、国際協調という中で我が国が、経済産業省だけではなくて、外務省だけではなくて、法務省も含めて一体的に取り組んでいく。だから、法務省からいへば、法の国際化といふから、そういう視点を持ちながら、それぞれ関係する省庁がきちつと協力しながら緊密な連携を取りながら進めていくということもしないと、結局残るのは我が国の信用失墜しかないんではないかというふうな思ひかけでございます。

そこで、最後に一つ質問したいわけですが、ファシリテーション・ペイメントといふものが、行政サービス円滑化のための少額支払、かつて訳した方がややくいふんですけれども、我が国で余りこういう慣習はないんですけれども、要は、何かビザを発給してもらうときにちょっとつかます。これは贈賄かどうかといふのは非常に分かりにくい、難しいものなんですけれども、要は、今回そういう外国公務員に対する贈賄罪と

いうものが成立をした段階において、我が国国民がそれぞれの海外で様々な活動をしていくということの中で、きちっと、法がこういふふうになり

ましたよ、法の趣旨はどうですということとか、外国ではこのファシリテーション・ペイメンツというのがある部分許されている部分がある、ただし許されているけれども奨励されるものでもない、そういうようなものについて、その国の国情というものも十分考える必要もあるし、今回の法改正という問題もある。それらを全部含めて、できるだけやっぱり海外で働く人あるいは海外で取引をする人に十分理解をもらうということが極めて大事なことではないかというふうに思うわけであり、またそれらについてどのような周知徹底を図っていくかとされるのか、最後に質問させていただきます。

○政府参考人(桑田始君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘のとおり、法改正を行いました場合には、適切な法の運用を図っていくという観点からは、特に関連する企業とか従業員に法改正の趣旨を徹底していくというのが私ども大変重要だと思っております。

特に、今回の法改正につきまして、先生から御指摘ございましたけれども、いわゆる途上国におきましては、ビザの取得とか公共サービスを受ける際に支払います、これは手続の円滑化のためのものであって不正の利益ではないというふうに言われておりますけれども、こういった少額の支払が法律上どのように取り扱われるかにつきまして、特に今回、国外犯処罰を導入しましたことから、海外に駐在をされている方々にとって大変重要な関心事項だというふうに認識をしております。

そういう観点から、このような少額の支払は条約上犯罪ということにはなっていないと。私どもの法律の処罰、不正競争防止法上も法律の処罰の対象とはしていませんけれども、ただ、この法律の解釈については各地の実態等々もござい

ますので、本法案成立後直ちに策定、公表予定の

外国公務員贈賄防止指針の中で、各国における現状等につきましてきめ細かく情報提供をできたらしたいというふうなふうに思っております。具体的な周知方法でございまして、この指針につきまして、日本経団連、日本商工会議所、日本貿易会といった団体に説明会を開催することは予定してございすけれども、あわせて、海外の事業者とかそれから従業員に対しても十分周知を図りたいということで、海外におきまして、在外の日本商工会議所におきまして説明会をございすとか在外の日本大使館、ジェトロというものを活用しながら、できるだけ多くの方々に、現地で働いていらつしやる日本人の方々に情報が伝わるように我々努めていきたいというふうに思っております。

○藤原正司君 終わります。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。近年、グローバル化、ボーダーレス化の進展に伴いまして、各国の企業活動に対する規制やあるいは運用制度のハーモナイゼーションが急速に進められております。このような中で、不正競争防止法の改正といえますのは、国際取引における公正な競争を確保するため、外国公務員贈賄防止条約を踏まえまして、日本の国民が国の内外において外国公務員に対する贈賄を行った場合に処罰の対象にできるようにするものでありまして、これは非常に重要な内容であるというふうに思っております。しかも、この条約に加盟しているほとんどの国が国内法で自国民の国外犯罪を処罰する規定を設けていることを考えますと、我が国は遅きに失したかなというふうに思っているところでございす。

しかし、この条約を批准している国は、先ほども藤原先生もおっしゃいましたけれども、OECD加盟国など三十数か国にすぎないですね。まだその数は少ないと言わざるを得ない。外国公務員贈賄防止に積極的に取り組んでいる企業の国際競争力が逆に弱められまして、正直者が損

をするのではないようにするためにも、この問題については国際的に協調を進めまして、OECD加盟国以外にもこの条約に参加できるわけですから、私もこれはできるだけ多くの国が参加することを望ましいというふうに思っているわけでございます。

この条約に加盟している国の中には、我が国が最大の援助供与国となっているインドネシア、タイあるいは中国など、東アジアの諸国が入っていないわけでもございまして、先ほども大臣の御答弁にもありましたけれども、やはり本来は、私も実はこれ質問しようと思つていたんですね。もともと中国や東アジアを始めとするODA相手国に対して条約の参加を求める、この努力をしてくれと外務省にお伺いしようと思つたんですね。先ほどの大臣の御答弁にもありましたように、究極の目標は世界じゅうの国々が参加することが望ましいけれども、いろいろな段階の国があるの

で、その辺も考えていかなければならないというような御答弁もあつたと思うんですねけれども、やはりこれは私、もう質問はやめます、今出しましたので。

しかし、やはりこの条約に参加する国々を増やしていくということは非常に大事なことでありまして、特に日本はいろいろな国にODAをしておりまして、ODA疑惑というものが残念ながら以前よりしばしば報道されておりますわけで、是非これはお願ひを申し上げます。これ、質問ではなくお願ひということでございます。

今申し上げましたODAにつきましては、年間一兆円規模の予算、世界で第二位ですね。これが投入されながら、例えば我が国の援助、これは円借款によりましてインドネシアのコトバンジャン・ダム、この建設事業で移転させられた住民から日本政府が提訴されるという、ええつという、我が耳を疑うような事件、あるいはODAをめぐって、残念ながら不正や疑惑、しばしば報道されるなど、事業の実効性や透明性などに批判が多かったと言えらると思ひます。いいことも一杯してくだ

さっているんですけども批判も多いと。昨年八月二十九日、政府は政府開発援助大綱を十一年ぶりに見直しして閣議決定をいたしました。戦略的ODAの推進、事業の実効性や透明性を高めることなども盛り込まれたということで、ODA改革の第一歩を踏み出したものとしてこれは高く評価をしているところでございす。大綱を踏まえて、事業の実効性や透明性を高めるためにどのような取組が始まっているのか、まずこれは外務省にお伺いをいたします。

○政府参考人(兒玉和夫君) お答えを申し上げます。

ただいま先生御指摘のとおり、昨年の八月、ODA改革の一つの集大成としてODA、政府開発援助大綱を改定し、閣議決定をいたしました。具体的な取組でございすので、幾つか御説明申し上げます。

まず、実効性の担保という観点からでございますが、大綱の下で政府全体として一体性と一貫性を持つてODAを効率的、効果的に実施するために国別の援助計画を作成する、そしてそれによってODAの政策の立案、実施を図るといこととにしております。既にこの新大綱の下でベトナム、それからスリランカに対する国別援助計画を策定しております。

また、途上国の援助需要に真に合致した援助を行うという観点から、開発途上国から要請を受けるいわゆる要請前の政策協議も行うようにしております。そのために、在外公館を中心に、JICA、JBIC、現地事務所の関係者から構成されるいわゆる現地のODAタスクフォースを設置し、これも五十四か国で設置し実施しているところでございす。

それから、透明性の確保という点でございすけれども、これはODAのタウンミーティングを全国各地で開催、平成十五年度は十回開催し、またODAのメールマガジンを原則月二回の発信、あるいはプロジェクトサイトの一覧を国民の方にすぐにアクセスして見ていただけるようなODA

今国会に公益通報者保護法案、提出されまし

て、現在衆議院において審議が行われておりますけれども、この法案が成立した場合に不正競争防止法の外国公務員贈賄罪は適用になるのかならないのか、内閣府にお伺いをいたします。

○政府参考人(永合安賢君) 外国公務員に対する贈賄罪が公益通報者保護法の通報の対象になるかどうかというお尋ねであります。

今御審議をお願いしております公益通報者保護法でありますけれども、通報の対象を国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令というふうにしてあります。そういう下で、分野を例示するとかあるいは法律の例示をしておりまして、代表的な刑法以下七つの法律以外の対象法令については政令に委任しております。法律成立した時点にはその政令を定めるわけですから、今申し上げましたような分野でありますとか、法律の例示を踏まえながら、対象法令の範囲を定めていきたいというふうにご考えております。

不正競争防止法がこの対象法令の中に含まれるかどうかという話でありますけれども、現時点ではまだ未定でございます。もしその対象法令の中に含まれるということであれば、その外国公務員の贈賄罪も通報の対象になるということで、労働者がその通報先に応じた、それぞれの要件に合致した通報を行えば、公益通報者保護法の対象になるというふうにご考えております。

○松あきら君 まあ、未定だから答えられないんですけれども、是非、これは私は含めていただきたいというふうにお願いをしたいというふうに思います。

最後に、これまで述べてきましたように、企業は競争を勝ち抜くために活動拠点をより事業環境の整った国に移すようになっておりまして、それに伴って、物、人、資本、情報などの資源も大きく国境を越えて移動する、こういう大きな潮流の中で、自由貿易を推進する立場から、不正と腐敗の防止にとどまらず、自由で公正な国際競争秩序を形成することがやはり世界における各国の経済的繁栄を築くものであるというふうに思っております。

ります。こうした観点から、我が国として積極的な役割を果たしていく必要があると考えますが、最後に経済産業大臣の御所見をお伺いして、質問を終わらせていただきます。(大臣、大臣)と呼ぶ者あり) まあ、江田さんでいいです。

○大臣政務官(江田康幸君) まずは私の方から。江田さんでよろしいということが出ましたので。

今のグローバル化の国際商取引がますます活発化してくると思われまします。こういう状況の中で、この不正、腐敗のない、そういう環境を整備していくことが国際的にもますます重要になってくるものと認識しております。

このような観点から、これまでも二国間協議又は多国間協議の中で相手国に対して不正、腐敗の防止をその交渉の重要な要求項目の一つとしてこれを申し入れてまいったところでございます。例えば、タイとのEPAの中におきましても、具体的に不正、腐敗を防止して処罰するための対策を講じるよう働き掛けてきているところでございます。

このような取組を含めまして、今後とも様々な機会を利用して公正な競争が確保できるように、先生の御指摘も十分に踏まえまして、経済産業省の課題としてしっかりと取り組むようにしたいと考えております。

○松あきら君 終わります。

○緒方靖夫君 法案の質疑に入る前に、先ほど冒頭で中川大臣から四月二十七日の私の質問に対する異例とも言えるべき答弁の訂正の発言がございました。この問題についてお伺いしたいと思っております。

大臣は、私が前回の質問で牛肉偽装事件で逮捕された浅田容疑者が率いるハンナングループから、資金提供問題を質問した際に、一九九九年に阪南食肉購買事業協同組合から百万円、二〇〇〇年にはハンナントラスから百万円、合わせて二百万円のパーティー券を政治団体中川会を通じて購入してもらった、認められました。同時に大臣

は、私がハンナングループから資金提供を受けていた事実はこれだけかと確認し、大臣自身が調査して公表すべきではないかと要求したのに対して大臣は、私自身も十分自分で調査いたしました、私とハンナングループです、浅田さんです、か、との関係というのはこれだけでございます。断言して調査すら拒否された、そういう経過がありました。にもかかわらず、今回新たに昭成会という政治団体を通じてハンナングループの一つであるハンナン開発という企業から一九九九年四月六日に百万円のパーティー券を購入してもらったという事実を認められました。

なぜ断言しながら訂正といういい加減な対応をされたのか、お伺いいたします。

○国務大臣(中川昭一君) なぜ断言しながらいい加減な答弁をしたのかと言われれば、結果的にはそれを否定するつもりはございません。結果的にはそうでございます。

私が自ら調べたと言ったかどうかについては記憶は定かではございませんが、いずれにしても、私の事務所のスタッフ、秘書がやったことで、調べたことでございますから、私がやったと言われた、言った、言わないということについてもあえて私は反論をするつもりもございません。

いずれにいたしましても、その後も一度精査をいたしました。なぜ精査をしたかと。あるマスコミから問い合わせがございました、こうこうこういうことがあるけれどもどうなっているんだという問い合わせがございました、それをきっかけにもう一度精査をしたところ、実は先ほど申し上げたように、自民党のある団体が政治資金パーティーをやると、ついでにはメンバーである個々の議員たちも一緒にそれを共催して、そしてそれぞれ収入として上げていくという、そういうパーティーがございましたので、私もその主要メンバーの一人でございましたので、そのパーティーの企画、企画といえましょうか、そのパーティーのために参加をし、そしてまたその中で資金集めをその会のために、そしてまた私自身のために

やったということが分かったわけでございます。

マスコミから、今日一部新聞に出ておりますけれども、そのマスコミからの答弁でございます、そこでは分かったという記事が出ております。しかし、本人から回答はないというふうな記事になっているわけでございますけれども、それはマスコミの質問が仮に事実だとしても、私はマスコミにお答えする義務はございませんけれども、国会で質問をされたことに対しては答える義務がございます、まして前回、緒方委員から御質問があったわけでございますから、冒頭この場で私から自らの意思で答弁をしたわけでございます、いずれにしても、私の前回のこの答弁をしたことは間違いでございましたので、訂正をさせていただきます。

○緒方靖夫君 大臣の御答弁でありますけれども、私は、やはりその時点で指摘されなかったからあえて述べなかったのではないかと。つまり、あの時点で分かっていたと、そういう感じがしております。

昭成会の九九年の政治資金報告書によると、この年の収入一千九百九十八万円の全額が、同年四月十五日にホテルニューオータニで開かれた自民党の政策集団、日本再生会議シンポジウムのパーティー券の収入であり、そのうちの百万円をハンナン開発に購入してもらったとあります。同時に、昭成会はこのパーティー券収入のうち二百八万円を政治活動費として大臣のもう一つの政治団体、中川昭一札幌後援会へ交付金という名目で納めている、そうありますが、間違いありませんか。

○国務大臣(中川昭一君) 間違いございません。ただ、一言だけ言わせていただきますと、隠していた、私が何と言おうと隠していたんだらうというふうな決め付けることにしましては、私はそうではないということをしっかりとこの場で申し上げなければいけない、私の名誉に懸けてそれははっきりとさせていただきますと思います。

○緒方靖夫君 それは私の感触として述べさせて

いただきました。

九九年四月といえば、大臣が農水大臣を務めた時期に当たります。日本再生会議事務所によると、このときのシンポジウムは実際は国会議員約二十名の政治団体が主催する形で行われ、それぞれ政治団体が一枚二万円のパーティー券を独自に売って各議員の政治資金として報告するようになっていたといえます。そうであれば、大臣が農水大臣に就任中のパーティーということになりますね。

○国務大臣(中川昭一君) そうです。

○緒方靖夫君 大臣に就任中のパーティーについては、宮澤内閣以降、歴代内閣で自粛することが申合せ事項になっていたはずであります。この申合せに、破ってまでハンナン開発からパーティー券を購入してもらった理由は何ですか。

○国務大臣(中川昭一君) 破ってまでではございませんで、そういう申合せがあったことは事実でございすけれども、私は、自らのパーティーというよりも、あるパーティーをやるから共催をする、今委員からも御指摘があったようにメンバーの一人として共催をするということだったので、確認をいたした上でこのパーティーに参加をしたというか、私自身のパーティーもそれと同時に共催をしたということでございます。

○緒方靖夫君 申合せに反したことは明らかですね。

ハンナン開発の登記簿を調べました。ここにありますけれども、この会社は二〇〇一年九月に浅田容疑者の邸宅があります株式会社聊娯亭と合併しております。パーティー券を購入した九九年当時、やはり浅田容疑者が社長を務めており、その後逮捕された実弟の浅田曉容疑者も役員に就任していたことが分かりました。このように、私が前回質問して指摘した企業も含め、大臣のパーティー券を購入していたハンナングループのすべての企業で浅田容疑者が代表を務めております。しかも、資金提供を受けた金額は計三百万円に上り、どの政治家よりも中川大臣が多い。浅田容疑

者と大臣との関係は極めて深いと考えるのが自然ではないかと思うわけです。

浅田容疑者と特別の関係がなければ、これほどまでにパーティー券を買ってもらうことあり得ないと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(中川昭一君) 緒方委員がそう思うが、あるいは間違いないと判断しようが御勝手でございすけれども、とにかく言葉には気を付けて質問をしていただきたいと思ひます、私の名誉にかかわる問題ですから。

結果的に三百万円、パーティー券を買っていたことは事実でございす。私は、そのハンナンの浅田会長さんでございすか、とは正直言って面識がほとんどないと言った方が正確でございす。また、緒方委員のことですから、ほとんどないということはあるんだというふうに言うのかもしれないけれども、私が記憶している限りは、私の父親の記念館というものを有志の方々が造っていただいたわけでございます。私は当然、息子でございすから、その開所式には出席をさせていただきまして、実はいろいろな事情でございまして、その私の父親の記念館を造るまでの過程においては私はほとんど実はずっしとておりませんでした。しかし、開所式ということ息子として参加をし、来ていただいた方々、あるいはまた御協力をいただいた方々に対してお礼を申し上げた記憶がございす。その中にたしか浅田会長さんという方々もいたと思ひます。浅田会長さんにはこの記念館を造るに当たって貢献をさせていただいたというふう聞いておりました。

○緒方靖夫君 それでは、大臣の事務所と浅田容疑者の関係はどうなのか。その点についてですが、パーティー券を購入してもらっていた昭成会と前回の質問に際して指摘しました中川会との関係も調べてみました。

二つの政治団体の収支報告書の原本、ここにありますけれども、これを見ますと、両方とも所在地は千代田区永田町の十全ビル内の中川事務所に置かれ、事務担当者も福島拓という人物が兼務し

ております。この二つの団体を通じてハンナングループにパーティー券を購入してもらっていた一九九九年及び二〇〇〇年当時、福島氏は昭成会や中川会の事務担当者を務めていたはずでありますけれども、間違いありませんね。

○国務大臣(中川昭一君) そこにあるのは原本じゃなくて原本のコピーだと思ひますけれども、福島拓というのはそのときの代表者でございす。

○緒方靖夫君 この福島氏という人物は、現在、大臣の秘書官でございすか。

○国務大臣(中川昭一君) そうです。

○緒方靖夫君 福島氏と浅田容疑者との関係でありますけれども、全く面識はないのかどうか。その点はお調べになっておりますか。

○国務大臣(中川昭一君) 調べてはおりませんが、福島、秘書の福島含めて、私の秘書たちは面識は多分ない。擦れ違ったとかそういうことは別々にいたしまして、ないんだな。私がいないですから、ほとんどないんですから、私が採用した秘書でございすから、ないものというふうに思っております。

○緒方靖夫君 中川会の会計責任者の山口文生氏は、九九年の農水大臣就任中、大臣秘書官を務めておりますけれども、山口氏は浅田容疑者と全く面識ないんでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) これもないと思ひます。

○緒方靖夫君 昭成会の役員についてもお伺ひしたいと思ひます。

旧自治省の官報によりますと、昭成会が設立されました一九九九年の五月、当時代表を務めていた高橋正孝という人物は、富士銀行の不正融資事件で逮捕された人物であります。事件発覚後、その後任として、代表兼会計責任者として就任したのが新宿区にある東陽印刷所の社長、数佐昭氏であります。

○国務大臣(中川昭一君) そのとおりです。

○緒方靖夫君 数佐氏が社長を務める東陽印刷所

は、二〇〇〇年の総選挙の際に全国的に配布された日本共産党を誹謗中傷する「共産主義の真実」というパンフレットを印刷した会社であります。二〇〇一年の参議院選挙でも我が党を誹謗中傷する違法謀略ビラを印刷した会社であります。このような会社から大臣は、資金管理団体、昭友会や政党支部を通じて過去七年間、計二百七十二万円の献金を受け取っております。そればかりか、中川会や政経研究会を通じて政治資金パーティーの案内状や機関紙の印刷まで発注しているということも伺ひました。

大臣と数佐社長とはどんな関係にあるのか、お伺ひいたします。

○国務大臣(中川昭一君) 東陽印刷の数佐社長並びにそのお父様は、私の父親の代から大変親しくしている友人でございす。

なお、共産党を誹謗中傷したかどうかは私は知りませんが、それは単なる、東陽印刷というのは印刷でございまして、何も数佐さん、東陽印刷が共産党を誹謗中傷したわけでもございせんし、またその内容が誹謗中傷ではなくて正しい批判だったから、私は大いに結構なことだろうと思っております。

○緒方靖夫君 牛肉の偽装事件をめぐるましては、先日、浅田容疑者が再逮捕されたほか、新たな逮捕者が出ております。この浅田容疑者率いるハンナングループからの資金提供が、今回の問題を含め、合計三百万円にも上る事実、これは極めて重いものだと思うんですね。この時期も農水大臣就任中であつた、このことが新たに分かった以上、政治資金規正法に基づいて適正に処理されているという発言もございましてけれども、閣僚の申合せに反する、反している、適正とは言えない、私はそう思ひます。

これらの資金、それに該当する資金というのはやはり返却されるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 緒方委員に御指導いただくまでもなく、自分で判断したいと思ひます。

○緒方靖夫君 それでは、返却するということがあるということですね。

○国務大臣(中川昭一君) 自分で判断します。

○緒方靖夫君 それでは、最後に確認しておきたいんですけれども、ハンナングループから資金提供は、本当に今回、訂正発言をまた当委員会でするような必要はないと断言できるような、本当にすべてこれだけなのか、そのことを一点確認したい。そしてまた、大臣が答弁された内容に事実と違う問題が後日明らかになった場合には、大臣はどのように責任を取られるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 前回のときも私は、秘書が徹底的に調べて、そしてその結果、御報告したわけでございますけれども、今回、あるきつかけによりましてもう一度調べ直したところ、当時、昭成会という名前の同じ団体の何か政治資金団体があつたようであります。あるいはまた、そういうふうな勘違いしたのかもしれないが、ということも含めまして、見落としたということだそうでございます。というのは、そういう報告を秘書から受けていたわけでございます。今回、改めて、再度精査をしたら、冒頭、今日、委員会で御報告を申し上げたようなことが分りましたので、委員長、そして委員の皆様、理事の皆様、御了解をいただいて発言をさせていただいたわけでございます。

現時点においてはこれ以上ないというふうな確信をしておりますが、今から、万が一間違えたら、おまえ、どうするんだというふうに言われたら、同じ言葉を緒方さんにも私は是非お伺いをしたいなというふうな思ひわけでありまして、あなたは最初から、私がうそをついていたとか知っていたのに隠していたとか、そういう前提で質問をされていることにしまして、そういう前提で質問であれば私はお答えする必要はないと思ひしております。

○緒方靖夫君 先ほどから大臣は言葉に気を付けろとか、いろいろ御注意をいただいておりますけれども、私は非常に言葉に気を付けて事実に基づいてお尋ねしております。また、失礼なことがあつてはいけないということを非常に注意して述べております。

しかし、大臣は公職にある、しかも閣僚という非常に重要な要職にある、そういう立場にある方が、やはり私がそれぞれ指摘したこと、それに該当することが、一つ一つ小出しにしていくなことがあつてはならない、そういう立場から私はあえて、今日、訂正の発言がありましたので、そういうことをお伺いしている、このことを述べておきたいと思ひます。

いずれにしても、私は、再度訂正発言などをされるようなことが当委員会で繰り返されることであつてはならない、このことをはっきり述べておきたいと思ひますし、またそのことが、そんなことが繰り返すことがあつたときには、やはり重大なんだということを述べざるを得ません。

さて、今日、大臣からです……

○国務大臣(中川昭一君) 御指摘のとおり、訂正をするということは、委員各位に大変御迷惑をお掛けしたということを改めておわびを申し上げます。

決して小出しにしたつもりはございません。精査をした結果でございますので、あえてお時間をいただいて訂正をさせていただいたということ、委員長始め委員の皆様には御理解をいただきたいと思ひます。

○緒方靖夫君 今日、大臣から冒頭に訂正発言がありましたので予定した質問がちょっとできなくなりましたが、一問だけお伺いしたいと思ひます。

私はこの法案には賛成でございます。ただ、一点、問題を感じるところがございます。それは、海外の現地法人、子会社を実質支配している大企業の国内法人、親会社について、やはり関与の立証がない限り責任が免罪される、その点がどうなのか。この親会社の責任をもつと明確にしていこうということによって法律の実効

性が高められるのではないかと感じております。

例えば、海外の売上げの比率を計算してみますと、連結海外売上げ一社当たり大きなところでは五三%に上る、大企業では。例えば、トヨタでは六五%が海外でのそうした比率になっている。もうそれが現実であります。

ですから、私は、その点で、親会社の責任についてやはり何らかの形でそこがきちっとされるといふことが非常に大事だと思ひますけれども、その点について大臣にお伺いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○大臣政務官(江田康幸君) 私の方からお答えさせていただきます。

先生の御質問でございますが、海外現地子会社の日本人従業員が独自の判断で犯罪を犯した場合であります。この日本の本社が処罰の対象となるか否かにつきましては、例えば贈賄者が通常行っている業務への本社の関与の度合いというの、贈賄を行った日本人に対する本社の選り方というか、その監督の状況、こういうことを照らし合わせて判断されるものと理解しております。

一般論として言ひましても、贈賄行為を行った当該日本人が形式的に海外現地子会社に所属することのみをもって日本の本社について処罰の余地がなくなるといふものではございません。ですから、この贈賄者が例えば実態として日本の本社の従業員等であると認められる場合におきましては、海外現地子会社ではなく、この日本の本社に対して罰則規定が適用される可能性があると承知しているところでございます。

○緒方靖夫君 終わります。

○委員長(谷川秀善君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

不正競争防止法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷川秀善君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(谷川秀善君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十三分散会

五月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、女性起業家等に対する支援施策の早急な具体化に関する請願(第二八八号)
一、容器包装リサイクル法の改正に関する請願(第三〇六号)

第二三八九号 平成十六年四月二十六日受理

女性起業家等に対する支援施策の早急な具体化に関する請願

請願者 石川県小松市矢田野町七一四ノ一

山本栄史 外五百十九名

紹介議員 岸 宏一君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。

第三二〇六号 平成十六年四月二十六日受理

容器包装リサイクル法の改正に関する請願

請願者 仙台市泉区高森一ノ一〇三

菅沼省三 外九百九十九名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第一八〇七号と同じである。

平成十六年五月二十四日印刷

平成十六年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C